

## 区長委嘱制度廃止に伴う経過について

### 1 趣 旨

区長委嘱制度について改めて長野市区長会と意見交換・検討したことに関して経過を報告するもの。

### 2 長野市区長会臨時常任理事会における検討結果

(1) 概要 日時：平成 21 年 11 月 13 日 出席者：濱中勝人会長 外 22 名

#### (2) 議決事項

- ① 平成 22 年度から区長委嘱制度を廃止することの確認。
- ② 区長委嘱制度に代わる方策として、市が示した代替案のうち、次の 3 点を行うことを市に要望する。

ア 「市長からのメッセージ」(内容は今後再検討)を毎年度区長に交付すること。

住民自治協議会との協力連携や市との協働についてお願いする市長からのメッセージを区長に対して交付する。

イ 「行政連絡区に関する規則」を制定すること。

住民自治協議会の主たる構成員である区や自治会を、住民自治協議会が定めた役割分担の担い手として、行政連絡区のかたちで市が明確に認識する法整備を行う。

ウ 行政連絡区の代表者(区長)に対する「記章貸与制度」を創設すること。

現在は区長会から貸与している区長の記章について、行政連絡区の代表者に対して市が貸与する制度を創設し、移行、継続する。

#### (3) 主な意見等

- ① 区長委嘱を継続すると、他の委嘱制度や各種団体の発展的解消に多大な影響を及ぼし、一括交付金の仕組みや都市内分権の取り組みが頓挫する懸念に配慮する必要がある。
- ② 市に対する先進的な提言など、これまで区長会が行ってきた取り組みを尊重する必要がある。
- ③ 市の代替案で、今後も円滑な地域運営が見込まれる。
- ④ 無用な混乱をきたす懸念があることから、全区長への意見集約は見合わせるべきである。
- ⑤ 常任理事(地区区長会長)が、常任理事会における議論の内容や議決事項をそれぞれの地区区長会を通じて区長に周知する。

### 3 第 6 回長野市区長会常任理事会における結果

12 月 1 日開催の常任理事会において、常任理事(地区区長会長)が市長と意見交換を行い、上記代替案について合意した。

### 4 第 14 回住民自治協議会連絡会への報告

2 月 2 日開催の第 14 回住民自治協議会連絡会にも上記の旨を報告し、今後課題が生じた場合には見直していくことを条件に合意した。